

令和健康科学大学学位規程

(目的)

第1条 本学位規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、令和健康科学大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

看護学部	看護学科	学士（看護学）
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

医療系健康科学専攻	修士（看護学）
	修士（健康科学）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に対し授与する。

(申請方法及び申請書類)

第4条 修士の学位を受けようとする者は、所定の書類に学位論文を添え、研究科長に提出するものとする。

2 修士の学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 研究科委員会は、審査のため必要があるときは、論文の抄訳及びその他の資料の提出を求めることができる。

4 受理した学位論文は、いかなる理由があっても返還しない。

(学位論文の審査)

第5条 研究科長は、第4条第1項の規定より学位論文を受理したときは、研究科委員会に審査を付託しなければならない。

2 研究科委員会は、学位論文の審査を付託された時は、審査会を設置し、審査させるものとする。

- 3 審査会は、主査1名、副査2名とする。
- 4 審査会は、学位論文の審査の他、最終試験を行う。
- 5 学位の審査及び最終試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(最終試験)

第6条 修士の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学問領域について、試問の方法によって行う。

- 2 試問は、口頭による。ただし、筆記試問を併せて行うことができる。

(審査結果の報告)

第7条 修士論文の審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に文書にて報告しなければならない。

(研究科委員会の審議及び報告)

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位授与の可否を審議し、その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 前項の審議に係る議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする

(学位授与の決定)

第9条 学長は、前条の判定結果に基づき、学位授与の可否を決定する。

(学位記の交付)

第10条 学長は、課程の修了が決定した者に対して、学位記を授与するものとする。

- 2 学位記の様式は、別記1及び2のとおりとする。

(学位の名称の使用)

第11条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、第2条の専攻分野を付記し、併せて学位の次に（令和健康科学大学）と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第12条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会又は当該研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記1 学士の学位記

	第	号
大学印	学 位 記	
氏名		
本学〇〇学部〇〇学科の所定の課程を修めたので、本学を卒業したことを認め 学士（ ）の学位を授与する		
年 月 日		
令和健康科学大学長 氏名		
		学長印

別記2 修士の学位記

	第	号
大学印	学 位 記	
氏名		
本学大学院健康科学研究科医療系健康科学専攻の修士課程において 所定の課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する		
年 月 日		
令和健康科学大学長 氏名		
		学長印